

令和5年度 定時総会開催

神奈川労務安全衛生協会川崎北支部令和5年度定時総会が4月28日（金）てくのかわさきにて開催され145社の参加がありました。（出席26社 委任状119社）

冒頭、原支部長が議長に選任され、令和4年度の事業報告、収支報告、会計監査報告に続き、令和5年度の事業計画案、予算案および役員改選案まで、すべての議案が満場一致で承認されました。

議案承認後、議長の原支部長からの挨拶があり、続いて来賓祝辞として川崎北労働基準監督署の渋谷署長と公益財団法人神奈川労務安全衛生協会の古屋専務理事からご挨拶をいただきました。



＜原支部長議長選任＞



＜渋谷署長挨拶＞



＜古屋専務理事挨拶＞

令和5年度 事業計画（抜粋）

＜事業目標＞

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。片や世界的なエネルギー・原材料等の価格高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。

一方、多くの企業では、コロナ禍においてビジネスモデルの転換へ取り組むなど、果敢に挑戦しており、事業環境の変化に対応した経営体質強化及びイノベーション創出が期待されます。

この様な状況の下、当協会の社会的責任の重さや役割を認識し、公益目的事業の推進に努め、各事業場における労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する事業を推進します。

(1) 事業計画立案の考え方

当協会の目的を達成するために次の事業を行う。また、本年度は第14次労働災害防止推進計画の初年度に当たることから、神奈川県、神奈川労働局のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センターと連携・協力し、更には、関係諸官庁・諸団体と連携し、事業計画の達成に努め、安全で健康に働くことができる職場づくりに取り組んでいきます。

- ① 労働基準法及び関係法令の普及啓蒙活動の促進
- ② 労働災害防止及び職業性疾病预防のための活動の促進
- ③ 労働安全衛生法による技能講習、特別教育等の実施
- ④ 講演会、講習会等の開催
- ⑤ 労働条件に関する相談活動
- ⑥ 情報資料等の収集、調査・研究及び広報
- ⑦ その他、当協会の目的を達成するために必要な事業

(2) 予算についての考え方

予算編成にあたっては、事業計画及び前年度実績を勘案し、今後の見通しに即した適切な計上を行い、年度の途中で収支に著しい変動が生じた場合は、役員会の審議を経て対処します。

令和5年度事業計画一覧

年／月	会 議	事業		
		行 事	具 体 的 内 容	対 象
令和 5年 4月	・労働基準 行政関係 団体協議 会	安全衛生講習会 (4/7・10)	◇新入社員安全衛生教育	新入社員
		団体長会議 (4/13)	◇令和5年度各団体行事日程	管内事業場
		定時総会 (4/28)	◇令和4年度事業および収支報告 令和5年度事業計画および収支予 算(案)について	協会会員
5月	・役員会 ・労務部会 ・安全部会 ・衛生部会 ・広報部会	職長教育 (5/30・31)	◇労働安全衛生法第60条、労働安全 衛生規則第40条に定める教育	職場の管理監督者 等
		熱中症対策講習 会(5/24)	◇最新の対策グッズ、対策事例紹介、 応急処置	安全衛生業務従事 者
		安全管理研修 (5/23・24)	◇第1回安全管理者選任時研修	安全管理担当者
6月	・役員会 ・産業保健 連絡協議 会役員会 ・広報部会 ・労務部会	全国安全週間 川崎北地区 推進大会 (6/7)	◇優良事業場表彰 ◇ハローワークからのお知らせ ◇全国安全週間実施要綱説明 ◇特別講演	管内事業場
		安全衛生講習会 (6/28)	◇有機溶剤従事者に対する安全衛生 教育研修	安全衛生管理者 作業従事者
		監督署届出講習 会(6/30)	◇各届出事項実務講習	労務管理従事者
7月	・労働基準 行政関係 団体協議 会 ・役員会 ・衛生部会	安全衛生講習会 (7/6・7)	◇特定化学物及び四アルキル鉛等作 業主任者技能講習	特定化学物質を製 造し又は作業の特 定化学物質等作業 主任者予定者
8月	・安全部会 ・労務部会	安全管理者講習	◇安全管理者能力向上教育講習	安全衛生管理者
9月	・役員会 ・安全部会 ・広報部会 ・労務部会	全国労働衛生 週間川崎北地区 推進大会 (9/2)	◇優良事業場表彰 ◇ハローワークからのお知らせ ◇全国労働衛生週間実施要綱説明 ◇特別講演	管内事業場
		安全管理研修会 (9/13・14)	◇安全衛生推進者養成講習会	安全衛生推進者 予定者
		労務部会企画講 習会(9/未)	◇計画中	◇計画中
10月	・役員会	安全管理者研修 会(10/6)	◇安全配慮義務研修	安全衛生管理者・ 担当者
		安全管理研修会 (10/12・13)	◇第一種衛生管理者事前講習	衛生管理担当者
11月	・衛生部会 ・安全部会 ・労務部会	労務部会企画講 習会(未定)	◇計画中	安全衛生管理者・ 担当者
		衛生実務担当者 の役割と知識向 上(未定)	◇関連法令、企業責任、安全衛生管 理の進め方、衛生実務担当者の職 務、災害原因の分析と対策事例	衛生実務担当者

年／月	会 議	事 業		
		行 事	具 体 的 内 容	対 象
11 月	・ 衛生部会 ・ 安全部会 ・ 労務部会	労務・安全衛生 特別セミナー (11/29)	◇会員事業場の経営首脳者、管理監督者等に対する労務・安全衛生管理研修	経営首脳者、人事・総務及び安全衛生担当者、管理監督者
		安全衛生講習会 (11/30・12/1)	◇特定化学物質作業主任者教育	特定化学物質主任者予定者
12 月	・ 役員会 ・ 部会長会議	安全衛生講習会 (12/20)	◇有機溶剤従事者に対する安全衛生教育研修	安全衛生管理者及び作業従事者
		安全管理研修会 (12/13・14)	◇安全衛生推進者養成講習会	安全衛生担当者
令和 6 年 1 月	・ 広報部会 ・ 衛生部会 ・ 産業保健 連絡協議 会役員会	安全祈願祭 (1/5)	◇安全祈願・賀詞交歓会	協会会員
2 月	・ 労働基準 行政関係 団体協議 会 ・ 役員会 ・ 安全部会	健康管理研修会 (2/19)	◇健康保持増進研修会	安全衛生委員会委員・産業保健担当者他
3 月	・ 役員会	労務管理教育	◇職長能力向上教育	職長講習修了5年経過者

※事業の実施時期および内容は、都合により役員会の審議を経て変更することがあります。

令和5年度川崎北支部役員

(選任事業場)

支 部 長	NECプラットフォームズ(株)	副 支 部 長	日本電気(株)玉川事業場
労務部会長 労務副部会長 労 務 〃	東急テクノシステム(株) キヤノン(株)小杉事業場 東京応化工業(株) (株)ミットヨ本社／研究開発本部	衛生部会長 衛生副部会長 衛 生 〃	旭ダイヤモンド工業(株)玉川工場 三菱ふそうトラック・バス(株) 日吉電装(株) NECプラットフォームズ(株)【兼務】
安全部会長 安全副部会長 安 全	富士通(株)川崎工場 (株)富士通ゼネラル (株)光洲産業	広報部会長 広報副部会長 広 報 〃	日本電気(株)玉川事業場【兼務】 学聖マリアンナ医科大学 日本管財(株)川崎営業所 サントリーホールディングス(株)



令和5年度神奈川労働局の重点施策（要約）

川崎北労働基準監督署

すべての人がいきいきと働けながわを目指して

- I 安心して挑戦できる労働市場の創造
- II 多様な人材の活躍促進
- III 多様な選択を力強く支える環境整備

III 多様な選択を力強く支える環境整備（要約）

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
 - ・業務改善助成金の充実により賃金引上げを支援
 - ・参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等の資料の提供

(2) 最低賃金制度の適切な運営

【神奈川県最低賃金】

- ・神奈川県の最低賃金額の周知
- ・最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導

最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
1,071円	令和3年10月1日

2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- ・適正な労務管理下における「良質なテレワーク」の普及促進、フリーランスとして働く方が安心して働ける労働環境の整備、労働者が健康を確保しながら安心して副業・兼業を行える環境の整備

3 安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 長時間労働の抑制

- ・令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される自動車運転者、建設業、医師を対象とした労働時間制度・働き方改革推進支援助成金等の周知・支援（建設工事発注者、荷主に対する上限規制適用や配慮の重要性の周知、荷主等に対する長時間の荷待ちの改善に向けた配慮の要請、医療機関への適切な支援）
- ・長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等
- ・長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発
- ・長時間労働につながる取引環境の見直し

(2) 労働条件の確保改善対策

- ・労働基準関係法令の遵守の徹底（悪質な事案に対する司法処分を含めた厳正な対処）

(3) 第14次労働災害防止計画の推進

- ・事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒及び腰痛等）防止対策の推進（県内の小売業・介護施設を構成員とするプラスSAFE協議会の活性化、安全衛生に対する機運醸成）
- ・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知）
- ・業種別の労働災害防止対策の推進（建設業における墜落・転落災害防止対策などの充実強化に伴う法改正等についての指導・周知、陸上貨物運送事業におけるトラックからの荷の積み下ろし作業時の墜落・転落災害防止及び「荷役作業における安全ガイドライン」の取組みの促進・周知、製造業におけるリスクアセスメント・残留リスクの情報提供が確実に実施されるよう周知）
- ・新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底（化学物質に関するラベル表示の徹底、SDSの交付の徹底の促進、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的な管理の規制への見直し等の周知）
- ・産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進（産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の実施、ストレスチェック、産業保健関係助成金の周知、治療と仕事の両立支援ガイドラインの周知啓発）

(4) 迅速かつ公正な労災保険の給付

(5) 労働保険制度の適正な運営

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

令和4年 労働者死傷病報告受理状況

川崎北労働基準監督署
(暫定値)

業種	年	当 年 (令和4年)	前 年 (令和3年)	増減数	増減率
01 製 造 業 小 計		28	35 (1)	-7 -(1)	-20.0%
02 鉱 業 小 計					-
03 建 設 業 小 計		53 (2)	81	-28 (2)	-34.6%
04 運 輸 交 通 業 小 計		66	73	-7	-9.6%
05 貨 物 取 扱 小 計		7 (0)	15	-8	-53.3%
06 農 林 業 小 計		10	13	-3	-23.1%
07 畜産・水産業小計					-
08 商 業		126 (1)	135	-9 (1)	-6.7%
09 金 融 広 告 業		2	3	-1	-33.3%
10 映 画・演 劇 業		8	5	3	60.0%
11 通 信 業		13	10	3	30.0%
12 教 育 研 究		16	13	3	23.1%
13 保 健 衛 生 業		996 (1)	197 (1)	799	405.6%
14 接 客 娛 楽		43	57	-14	-24.6%
15 清 掃・と 畜		31	25	6	24.0%
16 官 公 署					-
17 そ の 他 の 事 業		42	24 (1)	18 -(1)	75.0%
合 計		1,441 (4)	686 (3)	755 (1)	110.1%

※各欄左側の数字は休業4日以上災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話044-382-3190

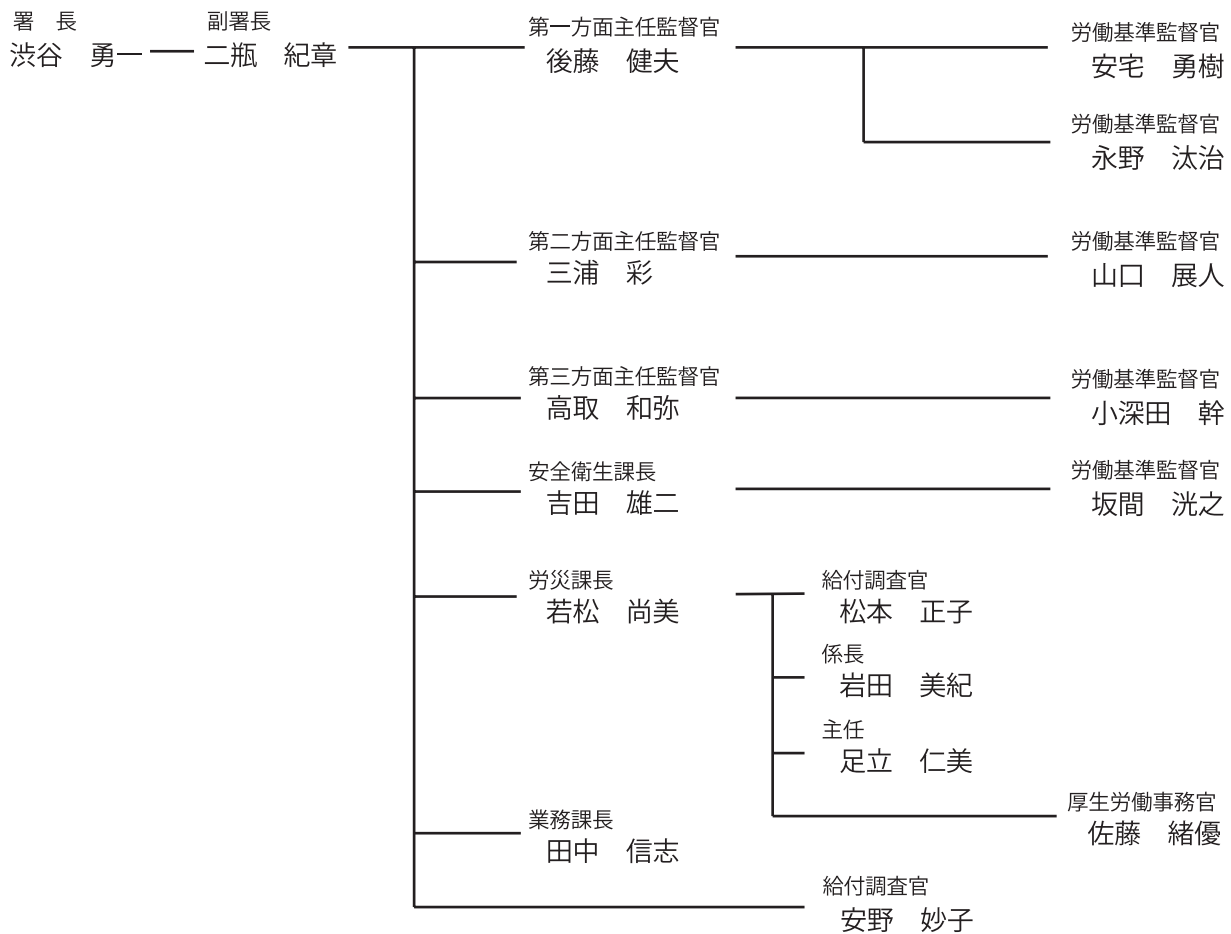
川崎北労働基準監督署人事異動 (令和5年4月1日付)

(転入)

副署長	二瓶 紀章	(神奈川局 補償課労災訟務官)
第一方面主任監督官	後藤 健夫	(鶴見署 第二方面主任監督官)
第二方面主任監督官	三浦 彩	(藤沢署 第二方面主任監督官)
労災課補償係長	岩田 美紀	(鶴見署 労災課補償係長)
労災課補償主任	足立 仁美	(新規採用事務官)
方面監督官	安宅 勇樹	(平塚署 労災課監督官)
安全衛生課監督官	坂間 洸之	(横須賀署 安全衛生課監督官)
方面監督官	山口 展人	(東京局)



川崎北労働基準監督署 組織図 令和5年度



川崎北労働基準監督署

Tel 方面 044-382-3190

安全衛生課 044-382-3191

労災課 044-382-3192

MEMO



川崎北地域産業保健センター

事業者の方へ

* 以下のサービスを無料で受けられます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

② 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及び労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など、医師による面接指導を行います。

③ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、脳・心臓疾患関連項目である「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」に異常の所見があった労働者に対し、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

④ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師又は保健師による相談・指導を行います。

⑤ 事業場訪問による産業保健サービス

上記①～④の意見聴取や相談・指導については、各センターの相談員が直接、事業場に訪問して行うサービスを受けることができます。

* ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

* ② 長時間労働者に対する面接指導

の実施は、労働安全衛生法により事業者が義務付けられています。

働く方へ

* 以下のサービスを無料で受けられます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

職場で実施した健康診断の何らかの項目について異常の所見があった場合、健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

② 長時間労働者に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

③ 脳・心臓疾患のリスクが高いときの保健指導

職場で実施した健康診断の結果、脳・心臓疾患関連項目である「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」に異常の所見があったときは、医師又は保健師による日常生活面での指導などを受けることができます。

④ メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師又は保健師に相談することができます。

地域産業保健センターのご利用にあたって

サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの**事前の申し込み**が必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、当該地域保健センターにご相談下さい。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」

「メンタルヘルス不調に関する相談・指導」

「長時間労働者に対する面接指導」

●申込み先

川崎北地域産業保健センター

〒211-0053 中原区上小田中6-10-9 (中央ビルセントラルマンション1F)

TEL 044-322-0314 FAX 044-322-0315

(コーディネーター 松江 忠彦 080-5432-9112)



令和5年度第96回全国安全週間について

川崎北労働基準監督署

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策を実施し、その努力により労働災害は長期的には減少しているところですが、近年は高年齢労働者の労働災害や転倒・腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害の増加に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を防止するためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められています。 本年の安全週間は、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

をスローガンに6月を準備期間、7月1日から7日までの本週間として実施されます。

全国安全週間を迎えるに当たり、労使一丸となって労働災害防止対策を計画的に実施していただきますようお願いします。

新規入会事業場

No.	事業場名	所在地
1	(株) 東実	神奈川県川崎市中原区丸子通2丁目667番2号
2	水上コンサルタント事務所	神奈川県川崎市川崎区京町3-1-3-108

お詫びと訂正

230号8ページに記載しました名刺広告におきまして、旭ダイヤモンド工業株式会社様の工場名称に誤りがございました。ご迷惑をおかけしました読者の皆様および関係の皆様に深くお詫び申し上げますとともに以下のとおり訂正いたします。

(誤)多摩川工場

(正)玉川工場